



2020年7月1日

各位

会社名 株式会社関西みらいフィナンシャルグループ
代表者名 代表取締役兼社長執行役員 菅 哲哉
(コード番号 7321 東証第一部)

当社子会社における債権の取立不能又は取立遅延のおそれに関するお知らせ

当社子会社の株式会社みなと銀行の取引先である株式会社ホワイト・ベアーファミリーが、2020年6月30日付で大阪地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行ったことに伴い、下記のとおり、同社に対する債権について取立不能又は取立遅延のおそれが生じたのでお知らせいたします。

記

1. 当該取引先の概要

- (1) 名称 株式会社ホワイト・ベアーファミリー
- (2) 所在地 大阪市北区豊崎3丁目14番9号
- (3) 代表者の氏名 代表取締役 島田 篤
- (4) 資本金 83百万円
- (5) 事業の内容 旅行業

2. 当該取引先に生じた事実及びその事実が生じた年月日

2020年6月30日 民事再生手続開始の申立（大阪地方裁判所）

3. 当該取引先に対する債権の種類及び金額（2020年6月30日現在）

貸出金 1,237百万円（連結純資産に対する割合：0.27%）

4. 当該事実が当社の業績に及ぼす影響

上記債権のうち、担保等により保全されていない部分（800百万円）につきましては、2021年3月期第1四半期において全額引当処理を行います。

なお、2020年5月12日に公表いたしました2021年3月期の業績目標に変更はありません。

以上